

「平和聖日」

2015年08月03日

8月2日の平和聖日、横浜本郷台教会で礼拝を守った。作家の石浜みかる氏が「同調圧力に抗する信仰を」と題して話された。石浜氏は私と同年生まれで、父上が戦時中、治安維持法で捕えられ、ご家族共々大きな苦難を体験された方である。『あの戦争のなかにぼくもいた』『変わっていくこの国で 戦争期を生きたキリスト者たち』『紅葉の影に ある牧師の戦時下の軌跡』などを著している。説教では、戦時下、沖縄の集団自決（集団強制死）やバンザイ・クリフで幼子を抱いて、崖から海に飛び込んでいった女性たちは「強いられた自発性」によるもので、戦争が国民を死へと強要していく恐怖を話された。ペトロが大祭司の中庭で、女中から「あなたも、あのナザレのイエスと一緒にいた」と名指された時、三度も否んだ。同調圧力に屈したのである。しかし、復活した主イエスから「ヨハネの子シモン、わたしを愛しているか」と三度も聞かれた時、悲しく、苦しかったが、「主よ、あなたは何かもご存じです。わたしがあなたを愛していることを、あなたはよく知っておられます」と答えた。主イエスは「わたしの羊を飼いなさい」と言われた。その後のペトロは同調圧力に屈することなく、信仰を全うした。周りの力に臆することなく、信仰、良心、思想を守り抜くことは容易ではない。安倍政権が「安保法案」を押し進めようとしている今、はっきり抵抗することが大切ではないかと諭された説教であった。

午後、横浜港南台教会で「平和講演会」があり、近隣の九条の会のメンバーにも宣伝したので、歓迎したいと出席した。国際基督教大学客員教授の稲正樹氏が「平和憲法から見た『戦争法制』」というタイトルで講演された。稲氏は18頁にも及ぶ周到なレジメを用意され、安倍政権の安保法案の問題点を多角的に解説、批判された。「むすびにかえて—平和憲法の普遍的意義」で下記のようにまとめている。「第1に、平和憲法は、この70年近くの間、日本が『平和国家』として過ごしてきたことについて決定的に重要な役割をはたしてきた。第2に、平和憲法は、アジア諸国をはじめとする国際社会に対する『不戦の誓い』としての意味をもち、その意味で東アジアをはじめとする国際社会の平和のためすくなくならず貢献してきた。第3に、平和憲法は、日本における立憲主義の維持と発展を支える上でも重要な役割を果たしてきた。第4に、平和的生存権が果たしてきた役割と意義がある。」

平和憲法は上記のように、日本人が平和を生き、国際的な平和構築に貢献してきたが、安倍政権の集団的自衛権行使容認は、それらを一挙に崩すものである。他国の戦争にいつでも、どこでも、切れ目なく参戦することを目指し、しかも、時の政権の恣意的な判断によって可能とするものである。権力の暴走を規制する立憲主義を壊し、自国の限定的な防衛を超える安保法案は憲法違反以外の何ものでもないと力説された。安保法案を「戦争法制」と言い変えていることから、稲氏の主張を理解することができる。

立憲主義と民主主義が「存立危機事態」にあると私は危惧している。憲法99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定している。憲法尊重擁護義務を負う安倍政権は憲法違反の安保法案を提出できないはずである。安倍政権の実働部隊がマスコミを抑え込み、法的安定性など関係ないと言い張るところに、法制化を焦る政権の破れが見える。政治の劣化が言われているが、国民の責任と認識すべきであろう。しかし、若い人々も反対の声を上げはじめ、色々な団体がかつてないほどの反対声明を出している。廃案に追い込むことも可能なのではないか。そうすることによって、民主主義を回復し平和を守りたい。